1 業務概要

(1)目的

山口市の豊富な森林資源を木質バイオマスとして有効利用することで、化石燃料の使用量を抑制し、森林の保全・再生活動を通じた地球温暖化対策、素材生産の規模拡大や林地残材搬出等による雇用創出等の地域活性化を推進するため、木質バイオマスの賦存量及び利用可能量の実態調査、利用のためのコスト検証等を実施し、循環型木質バイオマスエネルギーの利用体系の構築を目的とする。

(2)業務名

山口市木質バイオマス利活用計画策定に係る基礎調査等業務

(3)履行期間

契約締結日から平成29年1月20日(金)まで

2 業務内容

(1) 賦存量及び利用可能量調査等業務

本市における木質バイオマス賦存量について、航空写真及び現地調査等に基づき調査し、併せて、利用可能量を算定する。

- ①対象地域:山口市全域
- ②対象資源:全樹種(全林齢)
- ※1 地理情報システム (GIS) データにより、樹種・形態別に図面でも表示する こと。また、既存の森林簿データとの突合により、森林簿の精度向上が図られ るものであること。
- ※2 航空写真データ及び施業履歴データ等は、市が所有するデータを貸与する。
- ※3 利用可能量は、安定供給のために必要な路網整備を検討した上で、人工林の 主伐・間伐を考慮したものであること。

(2) 木質バイオマス資源の活用に対する提案

本市が現時点で想定している活用は、以下のとおりとなっている。

- ①阿東地域の願成就温泉施設への木質チップ焚きボイラの導入 (年間600~800t)
- ②バイオマス発電施設への木質チップの提供 (年間10,000t程度)
- ③上記のほか、公の施設等の更新に合わせ、順次、木質バイオマスエネルギー によるボイラ施設を導入

上記①~③を踏まえ、

- ・①の効果的な活用方策
- ・③及び新たな活用方策

以上について、事業採算性を検討した上で提案する。

- ※1 木質チップの製造システムは、阿東地域に原木集積場及びチップ工場が整備 されていることとし、その施設を活用することが前提であること。
- ※2 事業採算性については、設備投資費を回収するための期間も試算すること。 (木質チップ焚きボイラはシュミット社UTSR-360.32もしくは同社 UTSR-180.32のいずれかを導入予定)
- ※3 各提案に対する二酸化炭素削減効果を算定すること。
- ※4 本市の現状を踏まえた課題とその解決策、地域活性化策にも言及すること。

(3) 留意事項

ア 各提案は、関連法令を遵守したものであること。

イ プロポーザルの実施までに、山口市物品等競争入札参加者の資格及び参加基準 等に関する要綱に規定する業務委託 (調査・研究) (設計関係を除く) 又は業務 委託 (その他) の入札参加資格を有すること。

3 契約上限金額

15,000千円(消費税および地方消費税額を含む)

4 成果品

(1) 体裁

- ①報告書(詳細版)印刷物·電子媒体 各1部
- ②報告書(概要版)印刷物・電子媒体 各1部
- ③地図 印刷物・電子媒体 各1部
- ④調査データ 電子媒体 1部 (エクセル形式)

(2)納入期限

平成29年1月20日(金)までに成果品を納入し検査を受けるものとし、成果品の検査合格をもって委託業務の完了とする。

(3) 成果品の管理と帰属

成果品の管理及び帰属は山口市とする。受託事業者は、山口市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

5 業務スケジュール(予定)

平成28年8月上旬 プロポーザル実施、契約締結

平成28年8月中旬 賦存量及び利用可能量調査の開始

平成29年1月中旬 調査結果報告書提出

6 その他

- (1)業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし 又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2)業務遂行に当たり、個人情報の取り扱いについては山口市個人情報保護条例に基

づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

- (3)業務履行の過程において、山口市又は受託事業者が必要と認める場合には、適宜協議を行う。
- (4) 本仕様書を変更する必要が生じた場合は、山口市と受託事業者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5)本業務の委託料は、業務終了後、受託事業者からの請求により支払うものとする。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託事業者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、 山口市と受託事業者が協議の上、決定するものとする。